経営コース

【臨時研修】下水道経営セミナー 改正下水道法を踏まえた「受益者負担金制度」の見直し（東京会場）

1. 対象者　地方公共団体で受益者負担金業務を担当している職員。

2. 研修概要

改正下水道法では、「排水区域等の廃止に関する規定の整備」として、『自然的経済的社会的諸条件を考慮し、公共下水道により当該排水区域の全部又は一部の下水を排除又は処理する必要がなくなったと認める場合には、当該排水区域の全部又は一部を廃止することができる』という規定が盛り込まれることとなります。

将来の人口減少等を踏まえた需要の予測、各処理方法の汚水処理単価（資本費単価、維持管理費単価）等を踏まえ、比較検討した上で、集合処理方式から個別処理方式の転換を検討される自治体において直面する手続き面の課題が数多くあります。そのうち「受益者負担金制度」の見直しも検討要素の一つとなっています。

この研修では、人口減少地域で下水道計画の見直しを行い、集合処理方式から個別処理方式へ転換する区域の受益者負担金制度の課題等についての知識を習得することを目的とします。

3. 会　場　全水道会館　５階　中会議室
（東京都文京区本郷1-4-1）

4. 研修開始日　12月16日(水)

5. 研修修了日　12月16日(水)

6. 受講料（円・税込）　30,000

7. 募集開始日　10月7日(水)

8. 募集終了日　11月13日(金)

9. 標準カリキュラム

	主な講義内容
午前	下水道法、政・省令の改正内容
	受益者負担金制度の課題
午後	受益者負担制度の見直し内容
	研修生からのＱ＆Ａ

・上記は標準的なカリキュラムであり、実施カリキュラムは予告なく変更する場合があります。